

30 畜産・酪農経営安定対策

【(所要額) 170, 136 (170, 838) 百万円】

対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

<背景／課題>

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

政策目標

- 生乳の生産量 (745万t (平成25年度) → 750万t (平成37年度))
- 牛肉の生産量 (51万t (平成25年度) → 52万t (平成37年度))
- 豚肉の生産量 (131万t (平成25年度) → 131万t (平成37年度))
- 鶏卵の生産量 (252万t (平成25年度) → 241万t (平成37年度))

<主な内容>

1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向け生乳)について生産者補給金を交付するとともに、加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填等を行います。

加工原料乳生産者補給金 (所要額) 30, 564 (31, 068) 百万円
加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続
国産乳製品供給安定対策事業 300 (500) 百万円
補助率: 定額、3/4以内、1/2以内
事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体

(関連対策)

飼料生産型酪農経営支援事業 6, 800 (6, 581) 百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付します。

また、輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付面積を拡大した面積に応じて、交付金を追加交付(3万円/1ha)します。

補助率: 定額
事業実施主体: 都道府県協議会、生乳生産者

2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

肉用子牛生産者補給金 (所要額) 20, 280 (21, 296) 百万円
肉用牛繁殖経営支援事業 (所要額) 16, 894 (15, 877) 百万円
補助率: 定額、3/4以内
事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体

3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。(一部の県において地域算定を実施します。)

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)
(所要額) 86,942(86,942)百万円
補助率: 定額、3/4以内
事業実施主体: (独)農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者

4. 養豚経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。

養豚経営安定対策事業(豚マルキン)
(所要額) 9,966(9,966)百万円
補助率: 定額、1/2以内
事業実施主体: (独)農畜産業振興機構、肉豚生産者

5. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し奨励金を交付します。

鶏卵生産者経営安定対策事業 5,189(5,189)百万円
補助率: 定額、3/4以内、1/4以内
事業実施主体: 民間団体

(関連対策)

肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金[新規] 331(一)百万円

肥育経営の急激な資金不足に対応するため、(株)日本政策金融公庫に対して出資を行い、農林漁業セーフティネット資金の貸付けに当たって、無担保・無保証人化を措置します。

補助率: 定額
事業実施主体: (株)日本政策金融公庫

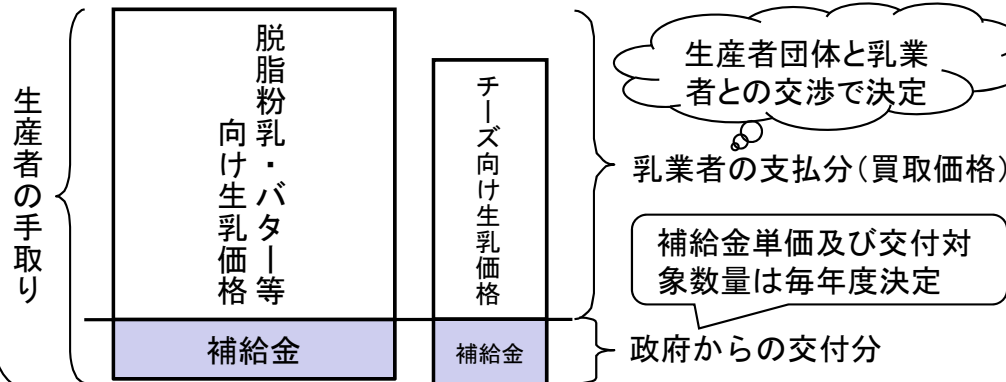
お問い合わせ先:
1の事業 生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)
2、5の事業 生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
3、4の事業(関連対策を含む) 生産局畜産企画課 (03-3502-5979)

酪農の経営安定対策について

加工原料乳生産者補給金制度

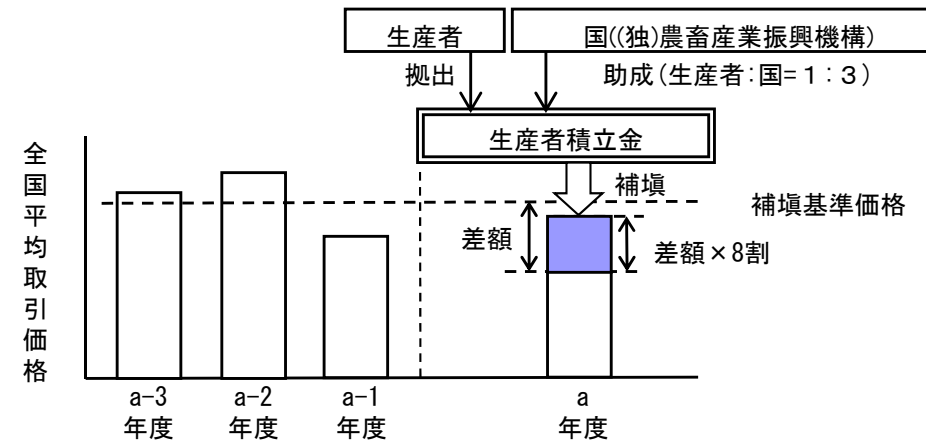
加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。

28年度: 脱脂粉乳・バター等向け: 単価12.69円/kg、交付対象数量: 178万トン
チーズ向け: 単価15.28円/kg、交付対象数量: 52万トン



加工原料乳生産者経営安定対策事業

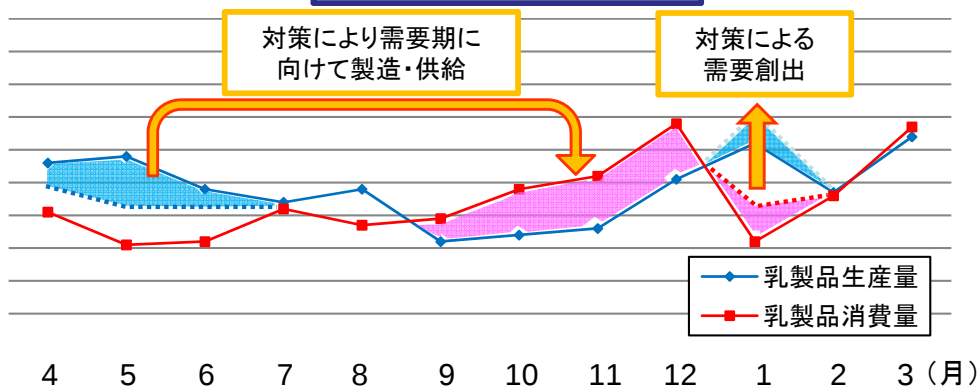
加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。(※ 液状乳製品を含む乳製品向け生乳の入札取引にも対応)



国産乳製品供給安定対策事業

生産者団体が乳製品を製造し適時に放出する取組や、不需用期の乳製品需要を創出する取組を支援。

乳製品製造経費の1/2を補助



飼料生産型酪農経営支援事業(関連対策)

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付。

また、輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付面積を拡大した面積に応じて、交付金を追加交付(3万円/1ha)。

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価

- ・ 飼料作付面積 1.5万円/1ha
- ・ 飼料作付面積拡大 1.5万円+3万円/1ha

肉用牛、養豚及び採卵鶏の経営安定対策について

肉用牛繁殖経営対策

(子牛価格)

発動基準

肉用牛繁殖経営支援事業

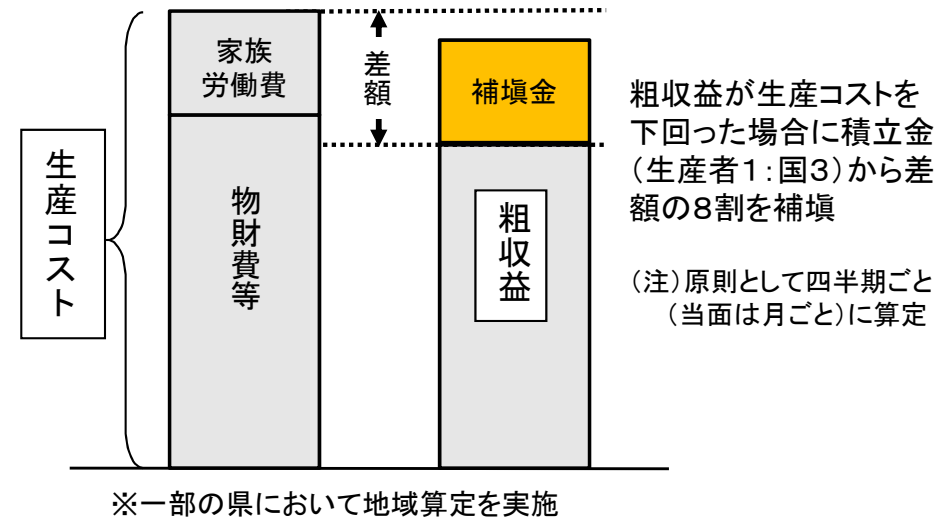
肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

保証基準価格

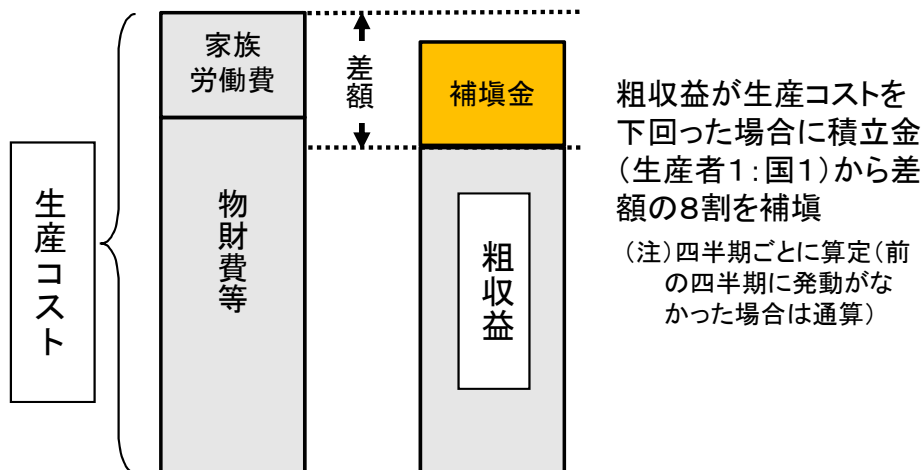
肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)



養豚経営安定対策事業(豚マルキン)



鶏卵生産者経営安定対策事業

